

青山葬場殿から明治神宮外苑へ

—明治天皇大喪儀の空間的意義—

藤田大誠

一 はじめに

—明治天皇大喪儀と明治神宮との関係—

明治四十五年（一九一三）七月三十日午前零時四十三分（公式発表）、明治天皇は御平癒を願ふ国民の熱誠も空しく崩御され、同年九月十三、十四、十五日には、新田帝都の東京と京都を舞台として大喪儀が執行された（十三日夜には、乃木希典・静子夫妻が明治天皇の御跡を慕つて殉死を遂げてゐる）。

いふまでもなく、明治天皇・昭憲皇太后を御祭神とする明治神宮の造営過程は、元号「明治」の終焉となる明治天皇崩御を起点とする。これまで、崩御直後から始まる明治神宮創建構想から造営に至るまでの経緯に関する歴史的研究は着実に進められてをり、近年は、「明治五十年」を期し代々木御料地と青山練兵場を予定地として計画されてゐた日本大博覧会構想（財政状況から明治四十五年三月に中止）

をはじめとするその〈前史〉をも視野に入れられてゐる。⁽¹⁾

しかしながら、明治神宮造営史において、その〈前史〉のなかでも直近の出来事である「明治天皇大喪儀」の位置付けや影響については、特に「葬場殿ノ儀」が執行された場所である「葬場殿」が、青山練兵場、即ち後の明治神宮「外苑」の敷地に建てられ、その跡地が「葬場殿趾」といふランドマークとされたのにも拘らず、明治神宮との関係性は必ずしも十分に明らかにされてきたとはいへない。

但し最近、建築史・都市史的観点から長谷川香が、軍事儀礼、日本大博覧会（大博）構想、英照皇太后並びに明治天皇の大喪儀といふ、青山練兵場の利用形態の変遷に着目した明治神宮「外苑」造営〈前史〉の総合的検討を進めてをり、大博構想や大喪儀の執行が、明治神宮外苑の空間構成に与へた影響について解明を試みてゐる。⁽²⁾

そこで本稿では、あくまでも明治神宮造営史といふ観点

から明治天皇大喪儀を捉へ、特に「青山葬場殿」といふ空間に焦点を当てることによつて、明治神宮造営までの道程を概観し、その空間的意義を検討してみたいと考へる。その上で、「外苑」の空間構想の変遷や「葬場殿趾」への帰結が意味するものについても、聊か私見を提示してみたい。

二 近代大喪儀の出発点としての孝明天皇大喪儀

そもそも、これまで近代の大喪儀を対象とする研究自体が極めて乏しく、さらには、これら数少ない研究成果は専ら、大喪における「国民統合」の役割や、近代の皇室における「神仏関係」といふ観点からのものであった。⁽³⁾

但し、近代日本の大喪儀（英照皇太后、明治天皇、昭憲皇太后、大正天皇）に関しては、必ずしも検討対象となる史料が不足してゐる訳ではなく、ある意味では在り過ぎるほど豊富に存在するといつて良い。例へば、明治天皇大喪儀一つ取つても、その具体的な経緯や儀式次第、さらには大喪儀を取り巻く全国の国民の動きのかなりの部分については、当時の新聞・雑誌記事のみならず、多数の刊行書や写真帖などによつて詳細に知ることが出来るのであり、また、無味乾燥な事務的書類が大半ではあるものの、各種公文書も膨大に存する。⁽⁴⁾ それ故、近代大喪儀に関する全体的・総

合的な歴史研究、考証を行ふためには、まさに気の遠くなるやうな地道な作業が必要になるといへよう。

近代大喪儀の出発点は、慶應三年（一八六七）正月二十七日・二十八日に執行された幕末期における孝明天皇大喪儀に求められる。この明治天皇の先帝である孝明天皇（慶應二年十二月二十五日崩御）の大喪儀については、小園優子・中島三千男のやうに、「たしかに山頭堂での茶毘の御作法は廃止されたが、葬儀そのものは、これまで通り泉涌寺の龕前堂で行われたし、その式を執行したのも泉涌寺の僧侶たちであり、基本的には仏式であったといえよう。⁽⁵⁾」と述べる向きもあるものの、これは全く皮相な見方であつて、大喪儀の経緯について綿密な考察を積み重ねてきた武田秀章が喝破した如く、「それまでの仏門葬儀を脱した神祇式の皇室葬儀・陵墓造営の発端」と位置付ける方が正確である。⁽⁶⁾

実際、禁裏付頭取・御葬送取扱御用を命ぜられた山陵奉行の戸田忠至の伺にある如く、従前の葬儀では、仏式儀礼の中心施設であつた龕前堂で御棺を御車から宝龕（宝輿）に移御して泉涌寺僧侶による読経・引導が執行されてゐたものの、龕前堂を「御車舎」と改称して、その宝龕移御即ち僧侶による「御密行」を廃止し、御棺は御車乗御のまま陵前まで「通御」することとして寺門の儀礼の根幹部分を相対化したのである。⁽⁷⁾ これによつて孝明天皇大喪儀では、

御凶事門以降から山陵に向かふ道筋は寺門の手に委ねず僧侶は門外に留められる一方、御所衛士らが管轄してその警備と照明を行ひ、明確に寺域とは区別されて葬列を先導する山陵奉行・諸陵寮官人の主導下に置かれることとなり、山陵御修補御用掛・山陵奉行・諸陵寮官人供奉のもと、神祇式の山陵埋葬儀が実現し、「後月輪東山陵」の宝穴に御納棺奉つた後、陵前の「御拝所」で神饌献供の祭典が執行された。祭典後、事前に造られてゐた覆屋の「御須屋」(御素屋)が御宝壙上部に設けられ、その前面で僧侶たちが香華・読経を行ひ、山陵修補御用掛らも焼香・奉拝したが、最早神式が「主儀」であり、仏式は「後儀」の意味しか有してゐないことは明らかであつた。

即ち、孝明天皇大喪儀は、皇室における「敬神崇仏」から「敬神崇祖」への展開、即ち現在まで続く皇室祭祀構築の重要な一過程なのである。上記の大喪儀の執行過程を鮮やかに描き出した武田秀章が指摘するやうに、これは文久(慶應期)における(初代)神武天皇陵の修補事業に端を発する(歴代)天皇陵修補を承けた(先帝)奉祀の山陵竣功であり、明治元年十二月の孝明天皇三周正辰祭(先帝祭)では、神祇式の追祭(祖先祭祀)として、山陵親謁・神宮親謁等の新儀が行はれ、天皇を祭主とする宮中・山陵親祭が実現する。これらのことが、皇祖神・皇霊・天神地祇を、

神宮、山陵、明治初年以降に成立する宮中三殿(賢所・皇霊殿・神殿)において祀るといふ近代の天皇親祭による皇室祭祀の形成へと繋がつてゆくのである。さらに、その精神は「復古」であるが事実上は「新儀」となつた、天皇を御喪主として殯宮・葬場殿・山陵での天皇御拝礼、御告文奏上を中心とする大正十五年制定の「皇室喪儀令」に繋がる近代大喪儀の重要な前提にもなつたのである。

序でに、ここで「皇室喪儀令」制定に至るまでの経緯を極く簡単に記して置かう。明治三十二年八月二十四日、宮中に帝室制度調査局(総裁・伊藤博文)が設置され、皇室の「婚儀及葬祭喪紀」をはじめ、朝儀や諸規則制定の課題に取り組むこととなつた。さらに同四十二年に公布された「皇室服喪令」と並んで起草されてゐた「皇室喪儀令」案は、すでに詳細な附式まで作成されてゐたが、その大喪儀規定が御自身のために設けられたものであると感じられてゐた明治天皇が御下附にならないまま崩御されたため、遂に明治天皇の御在世中は制定されず、明治天皇大喪儀はこれに準拠して行はれたのである。結局、「皇室喪儀令」は帝室制度審議会の審議を経て、大正十五年に制定された。

三 前提としての英照皇太后大喪儀

明治維新後における初めてのの大喪儀としての英照皇太后

(孝明天皇三十年祭直前の同年一月十一日に崩御)の大喪儀は、明治三十年二月七、八日に執行された。⁽¹¹⁾

この大喪儀では、孝明天皇大喪儀の先例やその精神を踏まへて全くの神式となつたやうに、幾つもの「復古」かつ「新例」となる方式が生じた。同年一月十四日、皇太后大喪に関する事務を管掌する「大喪使」が宮中に設けられたのもその一つである。そして翌十五日、明治天皇は大喪使長官で御喪主となつた有栖川宮威仁親王に対し、「皇妣ノ葬儀ハ将来ノ表準トモ相成ルヘキニ付一時臣民哀悼忠愛ノ感情ニ任セ経費ヲ贅ラス夸張盛大ニ失シノ皇考ノ葬儀ニ超越スルニ至ルトキハ却テノ皇妣ノ懿旨ニ違フノミナラス則ヲ後昆ニ垂ル、所以ニアラサルナリ宜ク預シメ恰当ノ程限ヲ立テ莊重ニ之ヲ執行スヘシ」(12)は改行を示す)といふ御沙汰を賜はつた。⁽¹²⁾この御沙汰を踏まへ、実際に大喪費予算は、当初内定してゐた八十万円から十万円を減じた七十万円に絞り込まれてゐる。⁽¹³⁾また、御靈柩は、同月二日に青山御所を発柩して青山練兵場の仮停車場を経由し、特別列車にて京都七條停車場に向ひ、翌三日、大宮御所に奉送された。さらに「大葬御祭場」は、京都の「月輪山斎場」(泉山中新善光寺前)に設置され、御陵所は、孝明天皇山陵(後月輪東山陵)とともに一兆をなす「京都市下京区今熊野字泉山」(後月輪東北陵)に設けられた。

明治天皇の御沙汰により「皇妣ノ葬儀ハ将来ノ表準」とされたことから、英照皇太后大喪儀を「天皇の葬儀のモデルの成立」⁽¹⁴⁾と捉へる見方がある。⁽¹⁵⁾無論、この大喪儀を近代の大喪儀確立にとつての重要な契機と見ることに異議は無い。しかし一方で、「東京奠都」後初めてとなるこの大喪儀は、空間的観点から見ると、御葬儀の御斎場や山陵の場所といふ点で、当然ながら英照皇太后のケース特有の事情による過渡的側面に注目しない訳にはいかない。

陵所が泉山になつたことについては、侍従長徳大寺実則の日記に、「御遺言ニ由リ京都泉山へ葬シ奉ル大葬使ヲ置ル、事」⁽¹⁶⁾と記され、『明治天皇紀』にも「皇太后宮大夫子爵杉孫七郎、宮内大臣伯爵土方久元に内申するに、皇太后御在世中陵所を先帝山陵附近の地に定むべく御内意あらせられし旨を以てす」⁽¹⁷⁾とあることから、英照皇太后の御遺志に基づくものであつたことが知られる。

また、「月輪山斎場」になつたことについては、英照皇太后が孝明天皇女御であつたことから、先帝大喪儀の際に做つたものであり、自づから陵所の程近くに設けることになつたのであらうことは容易に想像がつく。ただ、御靈柩が鉄道で京都に奉送されるに当たり、仮停車場が設けられた青山練兵場を経由したことは、明治天皇大喪儀の際、山陵が京都の伏見桃山に定められた一方で、葬場殿が設けら

れたのが東京の旧青山練兵場（明治四十年三月以降、日本大博覧会会場予定地となつてゐた）であつたことを考へると、「青山」といふ場所性に思ひを致さずにはゐられない。

英照皇太后大喪儀において、青山練兵場北側の仮停車場に奉送場が設置されたのは、「皇太后陛下御柩車は当初新橋停車場より御発輦相成るべき御模様なりしも何分同停車場は甚だ狭隘にして到底大多数の奉送者及び儀仗兵等の整列をさへ為す能はざるより彌々今度青山停車場より御発輦あらせらるゝ事に御治定相成りたる由」（ルビ省略、以下同様）からであつた。明治三十年二月二日の御発輦に際しては、雨でぬかるんだコンディションのなか、「青山の御道筋に群がり集れる臣民は瞬く間に山を為せり青山御所より停車場までの間は参列者の外午前十時頃より通行を止められしが群衆は両側に整列せる兵士の背後に幾重ともなく人の壙を築けり僅に六町ばかりの御道筋なれば得も近よらず青山練兵場に充滿しつゝ、遙に拝み奉れるもあり去れどさしも群衆せる人民も皆肩に喪章を付して敬悼の意を表せざるはなく能く静粛を守りて涙ながらに拝観しき」といふ光景が現出し、さらに、「大喪使にては未明より事務官属官の人々人夫を督して青山仮停車場に出張し御靈柩乗御の御場所並びに奉送場に設けられし仮舎に黒の幔幕を張り藁筵を敷く等用意をさくく等閑ならず午前九時頃よりは先着の奉

送者と予定せられし各文武官並びに官位勲爵の面々貴衆両院議員等続々参集しつ設けの奉送場も立錐の余地なきに至れり分時甲砲の御発輦を告ぐるや各員皆仮小屋を出で、矢来内なる通御の両側に整列し御待受申上げらる」といふ状態から、御靈柩を乗せた汽車を京都にお送り申し上げてゐる。⁽¹⁹⁾

東京都立中央図書館所蔵木子文庫にある「仮停車場葬送場」の各種図面を分析した長谷川香に拠れば、皇太后崩御から僅か十八日後に竣功した奉送場は、大喪使事務官（宮内省内匠寮技師）の木子清敬が設計し、既存の仮停車場を取り囲むやうに全敷地の約六分の一（八ヘクトール）が矢来で囲はれた奉送所として利用され、その内側に甲武鉄道の引き込み線上に設けられた御乗車場、その周りに五棟の仮設的建造物（木造の小屋）が建てられた（奉送終了後に撤去）。さらに長谷川は、この際の青山御所から奉送所に至る葬送経路は、明治二十一年以降における観兵式などの軍事儀礼の際の行幸経路（東口から青山練兵場に入場し西へ）ではなく、敷地南側の正門から入場し、南北を貫く「新道」を進むものであつたと考察してをり（東西軸から南北軸へ）、英照皇太后大喪儀は、青山練兵場が皇室の葬送儀礼に組み込まれた最初の事例であると指摘してゐる。

このやうに、青山練兵場仮停車場における奉送場並びに

道筋の選定は、自主的に群がり集まる相当数の奉送者が、一人でも多く葬送儀礼に参加出来るやうにより広い空間を求めた結果であつた。また、京都でも、「幾万となく御道筋に雲集しつるもの」「雲霞の如き拝観人」が現はれたが、大喪後の二月十日より三日間、「庶民の参拝」が許されたところ、「慕ひまゐらする臣民朝まだきより泉山さして集ひ詣づ其数幾万と申す限りもなし大路とは名のみ広からぬ路の彌が上に肩摩穀撃押し返されぬ有様なり」といふ熱狂ぶりであつた。⁽²¹⁾かかる多数の国民の英照皇太后大喪儀への参加の事実は、明治天皇大喪儀の前提として確認しておくべきであらう。

四 国民の明治天皇御平癒祈願と大喪儀

大正三年、日本歴史地理学会代表の岡部精一は、「明治天皇の葬儀はこの千古比絶の大皇帝の現世を辞して后天に昇らせ給ふ大典なりき。天皇は殊に八百年陵夷の大政を恢復し明治の聖世を開かせ給ひし事なれば葬送の儀百事皆面目を一新し大喪使の設し置、臨時帝國議會の召集より桃山々陵の起立に至るまで前古無比のもの多く万国使臣の大葬に列せしが如き、鉄路靈柩を奉じて千里を進みしが如き、或は全国を挙げて六千万の赤子大喪に服せしが如き真に空前の事なり。」と記した。つまり、ここで挙げられてゐる

内容は、すでに前提としての英照皇太后大喪儀で打ち出されてゐた新例を、格段に発展させたものであつた。

明治四十五年七月二十日の午後、宮内省公示並びに官報号外で、同月十四日頃から御体調を崩されてゐた明治天皇の御容態が発表され、翌日より、新聞各紙は「聖上御不例」⁽²²⁾の推移のみならず、社寺・教会における祈禱や東京市役所はじめ全国各地における遥拝など、様々に御平癒を願ふ国民の姿について、逐次報じてゆくことになる。⁽²³⁾

とりわけ御病状発表後、いつの間にか宮城二重橋前は、思ひ思ひの服装、宗派を問はない様々な方法で一心に御平癒祈願をすべく、皇居に向つて拝礼（土下座する者が多かつた）する多種多様な人々が群れ集まる「祈りの空間」と化した。この現象を宗教学者の姉崎正治は、「国民の熱誠が全く共同的に宗教的発表を見るに至つたのである、即ち言はゞ西洋で度々起る宗教上の聖靈復活と同種類のものである、」と述べ、「聖靈復活（リヴァイヴァル）」と捉へた。⁽²⁴⁾

例へば、『軍事画報』の臨時増刊は、その状況を示した写真をいくつも掲載して、次のやうに描写してゐる。

明治聖代に生れ、明治聖帝の皇澤に霑ひたる六千万の臣民誰か之の 陛下の御悩を痛み奉らざるべき、伊勢大廟を始めとして六十余州、台湾、樺太、朝鮮八道の津々浦々に至る迄あらゆる神仏に祈り聞こえて一日も

御平癒の速かならむ事を乞ひ申さぬがなき中に、別けても御膝元なる東京市民は御惱御発の当日より且に夕に二重橋畔に麁集して心の限り赤誠を尽くして陛下御悩の御軽快を熱禱し奉れるが、その数数万、暁に増し夜半に殖えて昼夜を別かず、或者は地上に跪座して拝し或者は地に額きて禱る、唱名の声、嗚咽の哀音、愁雲黯く大内山の麓に漲りて哀痛の涙宛然雨にも似たり、或は孫を携へたる老媪翁あり、義手義足の廃兵あり、盲人団あり、女学生隊あり、小学生団体あり、中に印纏着たる職人あれば、五ツ紋付仙台平の紳商あり、フロックコートの紳士あり、正装の軍人あり、或は遠く地方より上京したる農夫連あり、或は御嶽富士に登山祈禱して帰れるあり、土農工商悉く集まり至つて一意専念只君安らかなれと禱り奉る、此の熱誠如何で神明の受納しまさぬ事やはある。

斯くして日一日、夜一夜、祈り禱りて十有三日、陛下の赤子は勢の限り声の限りを昊天に訴へ申したりき、然るを！噫然るを、神明遂に光りなきか、皇天斯民を憐まざるか、月の三十日午前零時四十三分遂に吾 聖天子を誘ひ申して遠き高き天の御国に神去らせ參らせぬ、噫悲しいかな、仰いで天に訴ふれば日月黯く、俯して地に哭すれば山川色なし、嗚呼六千万赤子の斯の

慨き何にか譬ふべき⁽²⁶⁾

かくして、国民の熱烈な願ひも空しく明治天皇は崩御された。⁽²⁷⁾七月三十日には、大喪使官制を公布して宮中に大喪使が設置され、三十一日夕方には、宮城・常御座所二の間を「観宮」に充てて、天皇・皇后・皇太后の「御拝親訣」、さらには皇太子をはじめ皇族の拝訣、大勲位・親任官・大臣礼遇・宮内勅任官ら百七十一人が膝行拝訣し、さらに午後八時には「御舟入の儀」を行ひ、侍従一同の奉仕によつて玉体を御肌付の御槽に遷し奉つた。⁽²⁸⁾

八月一日には御肌付の御槽の蓋を閉ぢて御覆を奉り、五日には肌付の御槽を靈柩に斂め奉つた。続く六日には大喪儀の期日が九月十三〜十五日に、翌日陵所が「京都府紀伊郡堀内村大字堀内字古城山」に決定し、告示された。⁽²⁹⁾

八日には観宮にて十日祭、十三日には「殯宮」を正殿に充てて、靈柩をその内櫛に斂め奉つて御座に奉安し（靈柩移御の後、常御所祓除の儀を執行）、天皇・皇后・皇太后、諸皇族並びに諸臣が拝礼する「殯宮移御の儀」が執行された。⁽³⁰⁾（以後九月十三日の輜車発引に至るまで、随時拝礼が行はれ、文武百官は交々殯宮に候した）。さらに十四日に「殯宮移御翌日祭」、十八日に「殯宮二十日祭」、十九日に「陵所地鎮祭」が行はれ、二十四日には臨時帝国議会にて大喪費百五十四万五千三百八十九円が全会一致で可決された。そして、

二十七日には殯宮にて「追号奉告の儀」が行はれて「明治天皇」と諡され、二十八日に「殯宮三十日祭」、九月七日に「殯宮四十日祭」が執り行はれた。

かうして大喪儀初日である九月十三日を迎へるのであるが、まづは午前九時に権殿（桐の間）にて「靈代奉安の儀」が、続いて午前十時には殯宮にて「斂葬当日殯宮祭の儀」が行はれ、天皇・皇后・皇太后が拝礼された。そして午後七時より始められた「輻車発引の儀」では、靈柩が殯宮を出て輻車（形式は英照皇太后大喪に使用されたものと同様の唐庇の牛車）に遷された。「靈輻」は、八時頃には御車寄から「青山葬場殿」（青山練兵場内葬場殿）に向つて出発した。二重橋を越え宮城正門を過ぎた後は、軍楽隊による弔曲「哀の極」が奏されるなか、靈輻には御車副の八瀬童子五十人が先行して侍従職が両側に添ひ、さらには文武百官が御葬列の鹵簿を構成して、沿道に陸海軍人、学校生徒、諸団体などの奉送の群衆が集まるなか、馬場先門跡―東京商業会議所前―日比谷公園の南隅―内幸町―外務省前―虎の門跡・溜池通り―赤坂見附―青山北町一丁目五番地と経由しつつ肅々と進み、十時五十六分には式場に到着した。

なほ、当日は「黒装せる市内 弔燈と黒幕の東京全市」⁽³¹⁾といふ状況であつたが、東京市では、市長の阪谷芳郎が大喪使に「せめて御道筋の設備を全からしめて、奉悼の敬意

を表したい」と申し出て寄附金を集め、二重橋から青山までは千二百燭光のアーケ燈を約三百五十、二重橋から馬場先までは昔の儀式に擬して松明を設へるといふ「献燈計画」を立て、「その他榊、七五三繩、旗、花環などいろいろあつたが、装飾の大体は神道の古式を基として、是れに電気、瓦斯など、近世文明の利器は出来得る限り応用し、花環など、多少西洋の趣味を加へた処もあつた」といふ。⁽³²⁾

靈輻は、式場の第一鳥居・第二鳥居を経て、葬場殿前の幔門内に入り、靈柩は葬場殿に安置された。暫くして幔門が開いて天皇・皇后が幄舎に出御され、皇太后御名代以下皇族をはじめ、列国元首の名代・特派大使・特派使節らも席に着き、十一時十五分に「葬場殿の儀」が開始された。伶人が誄歌を奏するなか、祭官副長の正親町實正以下の祭官が神饌・幣物を奠し、続いて祭官長の鷹司熙通が祭詞を奏上した。その後、天皇が靈柩の前に進まれて拝礼され、侍従長・桂太郎が捧げた御誄を取りてお読みなられた。この際に宮城から発する号砲によつて東京市民は一斉に黙禱し、全国の国民も時を推し測つて遥拝を行つてゐる。次に皇后をはじめ、国外の元首名代らや皇族が順次拝礼、さらには西園寺公望首相や渡邊千秋宮相が拝礼の上誄詞を奏し、大勲位以下の参列者が拝礼、幣物・神饌を撤去して式は十四日午前零時四十五分に終了した。

同日午前一時四十分には、靈柩を葬場殿後方に設けられた青山仮停車場の列車内に遷した。列車は二時に停車場を発したが、天皇・皇后及び皇太后御名代の竹田宮恒久王妃昌子内親王は歩廊にて告別され、諸員が一斉に奉送した。靈柩列車は途中の各停車場や沿線で国民の奉拝を受けつつ、午後五時十分に桃山仮停車場に到着した。

ここからは「陵所の儀」となるが、まづは靈柩を葱華輦に遷し奉り、雨の降るなか、六時三十分には、鹵簿は陵所に向つた。陵道に整列した陸海軍兵が「哀の極」を吹奏して奉送するなか、「靈輦」を中心に陸海軍松明を持つ仕人や道楽「萬秋楽」を奏する楽師、祭官長・諸陵頭・式部及び宮内の次官、八瀬童子、天皇御名代の閑院宮載仁親王、大喪使総裁の伏見宮貞愛親王、諸官の総代らで構成される鹵簿は、七時三十五分に祭場殿に到着した。

そして、靈柩を葱華輦より台車に奉遷して御須屋のなかの壙穴まで牽き上げ、石槨内に安置された木槨に奉安した後、御埋柩に移り、御物や神将の埴輪、「伏見桃山陵」(貞愛親王御染筆)と刻した陵誌を納めた。さらに貞愛親王が壙穴に進んで拝礼し、石槨の上に「清き土」を三度置き、清砂を以て上部を覆ひ奉つた。かうして十五日午前七時までに「埋柩の儀」は終はり、九時には「陵前祭」が行はれ、九時五十五分に至つて奉葬の式は全て終了した。

五 明治神宮創建論における青山鎮座論の後退

七月三十日の明治天皇崩御直後から、東京市長阪谷芳郎、実業家渋沢栄一、東京商業会議所会頭中野武宮らをはじめ、代議士や市会議員、経済人ら東京市民は、明治天皇の「御陵」(山陵)は是非とも東京に設けるべきことを元老、閣僚らに要望・陳情した。⁽³³⁾しかし、早くも八月二日の新聞で「御大葬の儀式は青山練兵場に於てせられ御陵は京都桃山と決定したるに付閑院宮(引用者註・載仁親王)殿下は山口(引用者註・銳之助)諸陵頭片山(引用者註・東熊)内匠頭山本(引用者註・直三郎)内匠技師を随へさせられ検分のため昨一日午後七時御出発桃山に向はせられたり、⁽³⁴⁾」と報道され、一日までに大喪儀の場所は青山練兵場、陵所は京都府下紀伊郡堀内村(旧称桃山城址)に内定し、すでに出張検分にも入つてゐることが明らかにされた。

特に陵所については、「朕が百年の後は必ず陵を桃山に営むべし」⁽³⁵⁾との明治天皇の御遺志(御内意)に基づいたものであつたため、阪谷らは御陵の東京誘致を断念せざるを得ず、次善の策として明治天皇奉祀の「神宮」創建の推進といふ流れに至るのであるが、当時、阪谷や東京市関係代議士らは、「具体的希望としては、大演習の際陛下御野立の跡をも御駐蹕の地として碑を立て、記念する例なるに況

して御大葬の際御靈柩を安置し奉りたる御跡をば空しく犬馬の荒すに任せて済むべきにあらざるを以て即ち御靈柩安置の御跡を直に神殿として明治神宮を建設し第二の伊勢太廟の如き崇高幽玄の靈域となすべし」とするいはば「葬場殿趾神殿構想」を持つてゐた。⁽³⁶⁾因みにかかる動きに関連して原敬内相は、八月一日の日記で「板垣退助来訪、御陵を東京に定められたしとの内談に付、余は如此は先帝に御遺志あれば夫れに従ふべし、否らざれば皇后陛下又是新帝の思召によるべきものにて私議すべきものにあらず、神社にても建立せんとならば夫れは希望するも差支なき事ならんと云ひ板垣承服せり。」と記し、中野武宮・洪沢栄一・阪谷芳郎らの申し出に対しても同趣旨の論し方をしてゐたことを明らかにしてゐる。⁽³⁷⁾また、当初から「神宮」創建を主張してゐた池邊義象や宮西惟助、丸山正彦、千家尊福ら神職や国学者の意見も間接的には影響を与へたであらう。⁽³⁸⁾

先の明治神宮青山練兵場鎮座構想は、大喪儀の式場、即ち「葬場殿趾」といふ空間の由来から自然と導き出されたものであるが、佐藤一伯の研究に拠つても、初期の明治神宮創建論は大喪儀の（記憶）、言ひ換へれば「由緒」の延長線上にある「青山鎮座論」が主流であつたことが分かる。その最も早い構想は、国学者の池邊義象の意見だと思はれる。池邊は、当時京都帝国大学講師で、大正三年には臨

時帝室編修官に任ぜられて明治天皇御紀編纂に当たる人物だが、彼は末尾に「七月三十一日午後三時記す」と書いた論考において、「大喪の礼は東京に於て御執行あらせられたき事」、また、本来は山陵も東京に定められた方が良いが、明治天皇の強い御遺志があるならば、「大喪の礼は、東京にて、山陵は京都に御治定の事など最もよくはあるまいか。」と述べるとともに、「大喪の礼を御執行の地には、進で神社を創建せられたいことと思ふ。一体我が国にては、支那のごとく宗廟などをおこすことはなく、山陵をやがて宗廟とせられて、歳事奉幣ある古例であるが、時勢の変遷に従つて、こゝに新に神社をおこさせられるなどは適當の事だと考へるのである。（皇族ではあるが台湾に北白川宮殿下の御社あるなど参考すべきである。）余輩は日ならずして「官幣大社明治神宮」のこの東京の地に御治定ならんことを希望してやまぬものである。」と提案してゐる。⁽⁴⁰⁾実際に池邊は、今泉定介・今井清彦と連名で出した大正元年八月十二日付の「明治神宮ヲ青山練兵場ニ建設セントスルノ請願」⁽⁴¹⁾で、東京には起伏に富んだ「勝地」が少ないため、「神宮所在ノ地」は「先帝陛下ニ御由緒アル大喪地ノ跡タルヘキ青山練兵場ヲ用キルコトマタ止ムヲ得サルコトスヘシ」としつつ、「神宮宮域ハ成ルヘク宏大ナルヲ要ス青山ヲ用キルコトスレハ彼ノ練兵場全体或ハ場合ニ依テハ

夫以上二モ及ホスヘキナリ而テソノ宏大ナル宮域ヲ二分若クハ三分四分シテソノ第一部ヲ神宮第一域トシココニ宮殿ヲ建立シコノ境域ハ尊厳ナルカ上ニモ尊厳ニ神聖ナルカ上ニモ神聖ノ地トスヘシ」と記し、第二域以下には、記念館、庭園、展覽場、運動場、競馬場、参詣人休憩所、飲食小店等の設置を想定したゾーニング構想を打ち出してゐる。

しかし、かつての「大博」予定地（代々木御料地・青山練兵場）の転用を前提とした洪沢栄一、阪谷芳郎、中野武宮、角田真平らの「東京」鎮座構想が最も有力な動きであることは変はらず、彼らがまとめ、同年八月二十日に連合協議会で可決された「覚書」⁽⁴²⁾は、従来「明治神宮の出現においてもっとも重要な文書」⁽⁴³⁾と評されてゐる。「覚書」では内苑は国費で代々木に、外苑は国民からの献費で青山に造営するといふ方針が打ち出された。つまり、次第に代々木を主、青山を従の敷地とする方向性にシフトしてゆくのである。その背景には、例へば東京市囑託の長岡安平によつて、茫漠たる草原でしかない青山練兵場跡は多くの欠点があり「神苑化」するのは容易ではないと指摘されたり、或いは林学者の本多静六によつて、市街地に囲まれた青山は神社境内の荘厳に不可欠な針葉樹を「完美」した風致林を構成することが出来ないといふ理由から「青山反対論」が強く唱へられたやうに、「由緒」⁽⁴⁴⁾ではなく「風致」に力点を置

いた創建論の高まりがあつたといへよう。⁽⁴⁵⁾

なほ、別稿⁽⁴⁶⁾で詳述したことがあるが、この「覚書」で注意すべきは、「外苑内」に建設すべきものとして「頌徳紀念ノ宮殿」が挙げられてをり、また、青山における葬場殿址をそのまま「人民ノ参拝」の場とすることも考へられてゐたことであらう。それは、大正二、三年頃まで、代々木と青山について、「内宮（苑）」と「外宮（苑）」、「内外宮殿」といふやうな表現が度々出て来てゐたことから窺へる。即ち、造営構想の初期の段階においては、青山葬場殿趾に宮殿や参拝施設を設けるといふイメージがある程度共有されてゐたものと理解することが出来るのである。

六 青山葬場殿の建設過程

大正初年においては、先に神宮奉祀地としては「青山不適當」を主張してゐた長岡安平でさへ、青山に「神宮選擇所を設け奉り其周圍に記念大花苑及記念館等の類を設へたらば永遠に記念の聖地として保存し得べきかと信ずる」⁽⁴⁸⁾と述べてゐたやうに、「内苑」の代々木のみならず、「外苑」の青山においても、どのやうな形にせよ、未だ宮殿や参拝施設を設けるべきといふ感覚が残つてゐた。このことは、「青山の神境」⁽⁴⁹⁾や「神々しき葬場殿」⁽⁵⁰⁾などと表現された明治天皇大喪儀における「青山葬場殿」の〈記憶〉に拠るも

のと言はざるを得ない。それ故、ここでは、その「青山葬場殿」の建設過程を略述しておきたい。

まづ、大喪儀会場内定時における大正元年八月二日の『東京朝日新聞』において、鉄道院は「青山御式場より甲武線までは千駄ヶ谷駅より練兵場に引込みある現在の軍用線を使用し之を修築すること、なし又桃山停車場より御陵墓地方向へは实地調査の上相当の場所迄臨時線を敷設することに決定せり⁽⁵¹⁾」とあり、また、同月六日附では、「葬場殿に向はせられ御発極停車場は旧軍用鉄道を修繕して式場より直に千駄ヶ谷停車場に通じ後代々木（一説には新宿）停車場に連結せらるべしと云ふ⁽⁵²⁾」と記され、その翌日には鉄道院による青山引込線の改築着手が報じられてゐる⁽⁵³⁾。つまり、英照皇太后大喪儀と同様に、日清戦争時に使用された既存の軍用線の転用が考へられてゐたのである⁽⁵⁴⁾。

そして、同年八月五日には、大喪使副総裁の渡邊千秋から、西園寺公望首相に対し、「今回大喪儀ノ節御式場ニ使用ノ為農商務所管大博覧会用地の内青山練兵場全部使用致度候ニ付右使用ノ儀其筋へ交渉方可然御取計相成度此段申進候也」といふ照会があつたため、南弘内閣書記官長は、押川則吉農商務次官にこの旨を照会し確認した結果（同省には陸軍省への交渉方も依頼）、差支へない旨の回答を行つてゐる⁽⁵⁵⁾。また、「大博」構想以来、同地を所管してゐる農商

務省から青山練兵場を貸し付けられてゐた陸軍省も同様の対応であり、さらに同月七日には次官より在京陸軍一般へ通牒し、「御大葬終了迄同練兵場ニ於テ馬匹ヲ使用スル諸演習並運動ヲ実施スルコトハ部隊タルト個人タルトヲ問ハス一切禁止セラレ又徒歩ノ演習教練施行ノ際ニモ式場ノ設備作業ヲ妨碍セサル様致度」旨を決定してゐる⁽⁵⁶⁾。

この大喪儀が英照皇太后の大喪儀と最も大きく異なるのは、青山旧練兵場の全体に式場が設けられ（英照皇太后の際は青山練兵場北側のみ）奉送場建設、斂葬（葬送）儀礼である「葬場殿ノ儀」が〈帝都東京〉において行はれたことである。その大喪儀式場の建築・土木は、大喪使工営部（片山東熊工営部長）が担ひ、八月十九日には、三千近い職工の昼夜の精励により着々と建設が進んでゐると報道されてゐたが、三十日間かけて九月八日に竣功し、十日に大喪使に引き継ぐまで、職工出面累計五万七千七百六十七人、運搬車一万七千七百十四台であつたといふ⁽⁵⁸⁾。

大喪儀式場の設備工事は、葬場殿と左右の幄舎は清水組、右方の幄舎と道路は大倉組、電燈、水道及び路傍の裝飾は東京市が請け負つてゐた⁽⁵⁹⁾。清水組総支配人の原林之助は、工事の依頼者である片山東熊内匠頭から、この工事は「万一のことがあつては取り返しが付かないため、「一時的のものながら永久的の建築をなす心得にて工事に従事すべき

事」を申し付けられたと述べるとともに、「店員諸職工が一致勉強したのと、天祐か天氣が打ち続いた為め」、期日より一日早く引き渡すことが出来、三万以上の人員が工事に従事したにも拘らず間違ひを起さざる無事に出来上がったことは、「全く人氣の一致したからで、職工共も此の光榮ある工事には釘一本でも打たせて貰ひたいとの損得を離れての願望があつたから」であるのみならず、電話局や水道局、警察官など諸官庁の尽力、工事関係車の通行に際して道を開いてくれた一般国民など、「工事の滞りなく立派に期日前に出来上がったも畢竟するに是等国民一致の力によるのであると深く感謝する処である。」と振り返つてゐる。⁽⁶⁰⁾

設計に携はつた工営部の一人である木子幸三郎(宮内省内匠寮技師)の演説記録に拠れば、当初、青山練兵場の敷地のなかで式場を何処に置くかといふ問題(青山通りから見て手前か奥か)があつたものの、手前は通りよりも七、八尺(約二・一〜二・四メートル)低く、奥は手前よりも七、八尺高いため、一旦下つてまた少し高くなるといふその高低差を考慮し、また、元甲武線(軍用線)の利用を踏まへ、「此鉄道の近くに葬場殿を持つて行けば、御式が済みましてから靈柩列車に移御になりますのに大層御都合が御しい」といふ理由もあつて、なるべく奥の方に位置付けたと

いふ。⁽⁶¹⁾このやうに、靈柩移御の便宜を図るためといふ不可欠要素もあつたが、青山練兵場の全体を南北軸で空間構成する場合には、その高低差から北側の奥の場所に中心となる建築を位置付けるのが景観的に自然であつたと見られ、後年の外苑の空間構成も似た配置になつてゐる。

また、木子は、葬場殿(梁間七間半、桁行十五間、建坪百十二坪五合ほど、掘立柱の入母屋造、軒高が上二十二尺、軒出が六尺二寸、柱は檜の円柱で径が一尺、屋根は檜皮葺)などの建物の配置や形は何か古式に拠つてゐるのかといふ質問に対して、「建物の配置は、前の英照皇太后陛下の御葬儀の時には葬場殿の前に直ぐ幄舎が附いて居りました。其左右の幄舎の間の空いて居ります所の裏は道路になつ(引用者註・「て」抜け)居る、それに上家をかけて、さうして葬場殿と幄舎と前の道路とが一つになつたやうに殆ど離れて居りませぬ、それは泉涌寺の極場所の狭い所であるので已むを得ずあ、云ふ風になつたと云ふ風になつたと云ふことであります、今度は先刻申し上げました通り、儀式部の方の希望としてあ、云ふ風なものが出来たのであります、建物の式と致しましては、孝明天皇、英照皇太后などの御大葬の時の建物を参考として拵へました、⁽⁶²⁾余り古い所はツイ伺ひませぬでした。」と答へてゐる。木子は、式場外の広場に詰所や水道、廁、燈火、奉送所、或いは儀式部の要求で人力

車などの「溜りの設備」の空間を設けたこと、儀式では幄舎のなかを御車を通るため、式場の中心に大きな建物を造つて広い屋内空間とするのではなく各建物を廊下で繋いだことも述べてゐるが、葬場殿を中心とする式場は、先例からの流れを踏襲しつつも、儀式の機能性に即し、柔軟に空間を構成してゐたといへる。

七 青山葬場殿と国民の大喪儀遙拝

以上のやうに、青山葬場殿はあくまでも大喪儀のための臨時的な仮設建造物であつたが、大喪使は八月十日に「青山葬場殿は御式終了の後九月三十日までの間舗設の儘轎車と共に一般の拝観を許す事」(桃山御陵の一般参拝も同じ期日まで)を発表した⁽⁶³⁾。先述したやうに、英照皇太后大喪儀の際は三日間のみ「庶民の参拝」が許されたが、当然今回はそんな程度では済まないといふ想定があつたらう。

しかし、「御膝元」たる青山の人々の思ひは、当局の思惑を超えてゐた。大正元年八月三十日、「東京市赤坂区青山南町」の有志総代四名(林安兵衛・竹中祐・古橋庄之助・岸定吉)が、東京府知事阿部浩を通して、渡邊千秋宮相に対し、「大行天皇 御大喪儀御執行後一般民衆ノ参拝御許可相成候ニ付テハ多数参拝者中自然赤誠ノ余マリ不知不識ノ間ニ不敬ニ巨ルカ如キ行為アルモノナキヲ保シ難キヲ恐

察仕候ニ付広く参拝者ニ対シ専ラ清淨ヲ旨トセル御玉串頒与致度右御串ニ付テハ塵埃等ノ附着ヲ防クト共ニ其取扱方ニ付テモ厳重ナル注意ヲ可要ハ勿論ノ儀ト奉存候ニ付御靈殿附近ニ於テ御支障ナキ場所ヲ拝用シ清淨簡畧ナル御玉串頒与場設置致度何卒微意ノ存スル所御酌量ノ上特ニ御許可被成下候様御詮議相仰度此段請願仕候也」とする「御霊場地拝用願書」(八月二十七日附)を提出した⁽⁶⁴⁾。翌三十一日に宮内省は青山葬場殿を所管する大喪使に本件を移牒したところ、九月三日、大喪使は東京府に対し「頒与場設置ハ勿論玉串頒与ノ件モ詮議難相成候條可然御示論相成度候」と回答してゐる(同時に大喪使は警視庁にも異見が無いか照会したが、結局特段の異見は無かつた)。つまり大喪使としては、大喪儀後の葬場殿は公衆の「遙拝」も一向に差し支へない「拝観」空間であつたが、新たに玉串頒与などの便宜を図り「遙拝」のための信仰空間を改めて構築するやうな意図はなかつた。しかし、「一般民衆」のなかにはこの空間により具体的な参拝機能を求める傾向も強かつたのである。少なくとも、九月十三日の明治天皇大喪儀では、国民の眼差しが「青山葬場殿」といふ一点の空間に注がれたのであり、式場に入れない殆どの国民は、各所で行はれた「遙拝」形式で明治天皇への思ひや時間を共有したのである。例へば陸軍では、本来「遙拝」においては必要無いはず

の神籬（神の依代）を目標として設けた「大喪儀遙拝」の周知が図られた。⁶⁵八月二十三日には、上原勇作陸相より陸軍一般へ「來ル九月十三日大喪儀御葬場殿祭儀被為行候二付テハ各軍隊、官衙、学校（主力ヲ以テ儀杖及堵列ニ加ハルモノヲ除ク）毎ニ遙拝所ヲ設ケテ神籬ヲ安置シ同日午後八時ヲ期シ遙拝式ヲ行フヘシ」といふ「大喪儀遙拝ノ件達」（陸特第五二号）が出され、さらに陸軍省副官竹嶋音次郎より陸軍一般へ、大喪儀遙拝式に際しての神籬は別紙「神籬之図」の様式によつて製作すること、その他、敬礼方法や服装について通牒も出されてゐる（陸特第五三号）。

また、大正元年八月十四日、長谷場純孝文相より公私立の学校に対し、九月十三日から十五日までの授業休止、各学校において遙拝式を挙行すること（東京市において奉送し得る学校以外）といふ「大喪儀の心得方に関する訓令」が出されたが、大喪儀に際しての学校における遙拝式については、『遙拝式作法及心得』⁶⁶といふ書籍も刊行され、この内容は学校長や教員のみならず、青年団や軍人団、教育会その他各種団体の参考に資するとされた（緒言）。同書には、遙拝式の意義や沿革、設備、方法、奉送迎の心得、大喪期間の心得、遙拝式の根本的觀念や国民道德との係はり、神社祭式行事作法の紹介、大喪に関する法令や文部省の訓令が説かれ、附録として「大喪儀諸次第」や「明治天皇御年

譜」も収録された。「遙拝」の意義については、本来「遠く隔離せる場所に在る或目的物に対して遙に拝礼するの義」としつつも、現今では場所の遠近に関係なく、「事情の如何を問はず直接に拝礼ををなすこと能はざる場合に用ふるもの」であるとする（六頁）。さらに、遙拝式の設備としては清浄な場所に新薦・高机・玉串を用意し、今回は「地方に在りては、東京市の方向」、「東京市に在りては、青山なる葬場殿の方向」に対して拝礼すべきとするが（一四―一九頁）、一方で多数の生徒・児童を収容するなど複雑な要素が絡む「学校に於ける遙拝の方法は、務めて簡単にこれを行ひ、拝礼順序や玉串、拍手などについては「便宜に依りてこれを斟酌」し、服装も平素のままで行ふことが肝要で、誠心誠意の恭敬の念があれば外観上の形式には必ずしも拘はる必要は無いと述べてゐる（二四、二五頁）。

かくして、九月十三日当日には、東京をはじめ全国各地や海外に所在する役所、学校、軍隊などに人々が集まり、「青山葬場殿」の方に向けての拝礼（遙拝）が行はれた⁶⁷（葬場殿の儀）の時間帯に合はせるやうに、夜に行はれた場合が多かつたが、午前中に遙拝式を行った所もあつた。

東京市内においても、各区の役所や学校で遙拝式が行はれたが、東京市役所では、階上応接室に遙拝所を設け（白色の幔幕を引き巡らし神籬を立てた祭壇を設置）、大社教分祠

長千家建弘を齋主とする祭官六名の奉仕のもと、阪谷芳郎市長をはじめ百五人が参列して午前九時から遥拝式を行ひ、齋主が遥拝詞を奏上した後、市長助役以下大葬臨時委員、各吏員、一般市民が玉串を奉つて遥拝してゐる。

全国の学校でも遥拝式が行はれたが、なかには千葉県立成東中学校のやうに周到な用意を以て臨んだ学校もあつた。同校では、七月三十日に明治天皇崩御の報を受けると、すぐ校長室に御真影を掲げ、講堂における校長の訓話の後、生徒は四人づつ校長室に入つて「拝別」し奉つた。遥拝式の準備は、九月五日の職員会議で職員三十三名を生徒係・式場係・庶務係・記録係・講演係の部署に配置し、七日から十二日までは毎日午後、二時間乃至は三時間を割いて大喪儀や遥拝式に関する講演を行つて、生徒たちにその意義を周知させた。さらに九日には厳密な服装検査を行ひ、また、機会あるごとに遥拝式の心得を論達した。そして夜分に生徒を集めることから十一日には保証人に書状を發送して、出校前の齋戒沐浴や服装、篝火用の薪二本の持参など様々な注意事項を伝達し、十二日には予行演習も行った。

本番の十三日は、運動場の一面において、神籬を立てた案を中心に注連縄で囲み、玉串案や玉串台、提灯や篝火、手洗水、職員や生徒の席が設置されるなか、正午には当地の神職によつて清祓を行ひ、午後九時から遥拝式は開始さ

れた。生徒総代が篝火を松明に移して大篝火に点火し、九時三十分から一時間半かけて順次生徒が参拝を行つた後、校長が奉悼文を奉読の上参拝し、職員、生徒総代が参拝した。午前零時に校長が東京の式場における「諸員一同礼拝」の旨を告げると、一同黙禱し、この遥拝式は終了した。これで一同に茶菓が配付され、一般生徒はここで解散となるが、職員及び生徒総代はまだ残つて、午前二時の「靈柩御発車」に合はせ「一同遥拝」したのである。

さらに十月には、青山葬場殿や伏見桃山陵への「参拝旅行」をも行ふといふ徹底ぶりであり、同校の『九十九会社誌』には各生徒がその感動を書き残した作文が掲載されてゐる。その教育効果には大きなものがあつたであらう。

以上のやうに、大正元年九月十三日の明治天皇大喪儀では全国の国民からの遥拝目標となつた青山葬場殿であるが、早くも八月十六日には、大喪儀挙行後に葬場殿・便殿・御休所・幄舎、その他の建築物は東京市に下賜される予定であると報道されてゐた。⁽⁷⁰⁾八月二十七日には『東京朝日新聞』に阪谷芳郎東京市長の談話が載り、阪谷は、英照皇太后大喪儀の際にも慈善事業に用ゐるため特に京都市に下賜されたことがあるので、「従つて今回も亦東京市へ御下附相成る事なしとも計られず又市としては崇嚴の地なれば式後これが御下附を得て永久に保存せん希望にて此旨一寸其

筋に御話し置きたる事もあり若し果して御下賜ともならば
葬場殿は其儘御保存申度く若し余りに宏大なる為め保存し
得ざる場合は取壊し他日記念館等の建設ある際其材木
を不浄ならざる所に用ひ拝観者の休憩所等の如きは慈善事
業即ち養育院などに用ひたき考へなり」と述べてゐる。

先述の如く、大喪儀後九月末までの葬場殿公開は八月十
日に発表されてゐたが、九月二日には、原敬内相から大喪
使副総裁渡邊千秋に対し、次のやうな照会が行はれた。

今般ノ御大喪儀ニ付テハ東京ハ勿論各地方ヨリモ多数
ノ拝観者状況致スヘキ状況ニ有之国民ノ至情トシテ尤
モナル儀ニ有之候得共青山御葬場附近ハ固ヨリ沿道ニ
在テモ是等多数ノ拝観者ヲ容ル、コトハ到底不可能ニ
シテ又取締上ニ就テモ甚困難ヲ感スル次第ニシテ誠ニ
遺憾ノ儀ニ有之就テハ御大喪儀後相当ノ期間葬場並轎
車等ノ拝観ヲ許サル、ニ於テハ御葬儀当日拝観ニ洩レ
タルモノニ満足ヲ与フルコトヲ得ヘク且又取締上当日
拝観者ヲ制限スル上ニ在テモ便宜ニ有之旁好都合ト被
存候間拝観ノ期間ハ御大喪儀後凡一ヶ月間即チ十月中
旬位ニ御定メノ上右御差許相成ル様致度尚桃山御陵所
ニ於テモ同様ノ期間ニ一般参拝ヲ差許サレ候様御詮議
相成度此段及照会候也

これを受けた大喪使では五日、副総裁名にて、大喪儀後

において葬場殿は九月十五日から十月十五日まで、毎日午
前八時から午後四時の間「一般人民ノ参入遥拝」を許し、
桃山の陵所は九月十八日から十月十五日まで、同様の時間
帯で「一般人民ノ参拝」を許すことを内務大臣に通牒した。

しかし、大喪儀後、蓋を開けてみるとこの延長した拝観
期間でも到底国民を満足させられないことが判明した。十
月二日、再度原内相は渡邊副総裁に対し、「爾来日々多数
ノ遥拝参拝者相続キ今日ノ状況ヲ以テ推ストキハ御指定ノ
期日内ニ於テ熱誠ナル民衆ニ満足ヲ与フルコトヲ得サルヘ
ク最初遥参拝御差許ノ御趣旨ニ対シテモ誠に遺憾ニ存候間
右期日ヲ大喪第二期間即チ来ル十一月六日マテ延期セラレ
候様」御詮議願ひたい旨照会したところ、青山葬場殿は十
一月六日、桃山陵所は十一月三日までに延長された。

かうして見ると、すでに靈柩が存在しない葬場殿は「拝
観」＝「遥拝」の空間、即ち実質的には「遥拝殿」的施設
として捉へられてゐたことが分かる。「葬場殿参拝者取締」
に従事した警視庁の『明治天皇大喪儀記録』に拠れば、
「拝観者八日ニ少ナキモ数万多キハ数十万ニ達シ殊ニ都鄙
ヲ論セス遠近ヲ問ハス老若男女ノ踵ヲ接シテ群集シ来レル
ニ拘ハラヌ警察事故ノ極メテ少ナカリシハ拝観者ノ敬弔ノ
心ヲ失ハサリシ結果ニ外ナラス」といふ大盛況であつた。

しかし、百日祭まで延長された拝観期間終了後の十一月

十七日には、すでに正面竹矢来の囲ひの入口や第一・第二神門が閉ぢられてゐた。「あの葬場殿の用材を明治神宮に使用したなら好都合であらうと東京市で希望して居たが宮内省側は御忌事に用ひた物を清浄なるべき神宮に用ひさせる事は出来ぬとあつて焼却する事にしたのは惜しい事だ抔と思つて居ると折柄品川淀泊中の駆逐艇隊の水兵が十数名参拜に来て『最う淋しいから詰まらない浅草へ行かう』と言ひ乍ら電車の方へ行く寒い風が竹に当つて淋しい音を立てる」などと「淋しい葬場殿」の風景が描写されてゐる。⁽⁷⁶⁾

十二月十三日、「明治天皇大喪儀用建物物件等処分ノ件」が閣議に供され、同月十六日には、①青山葬場殿及び附属建物的一切は東京市、②桃山の陵所・御須屋・祭場殿等の若干は宮内省、仮停車場上屋は鉄道院、その他の建物は京都府、③宮殿内または宮城内仮建の権殿・殯宮などは宮内省、④輻車・葱華輦・鹵簿用具は宮内省、靈柩車及び附属物は鉄道院にそれぞれ引き渡すべきことが決定した。⁽⁷⁶⁾

また同日、警視庁による青山練兵場内の「公衆通行」についての申し出に対し、元大喪使残務取扱（大喪使は十一月八日廃止）は、青山葬場殿構内の五箇所（正面南、南東、東、南西、西）の入口を切り開いて通行することを許可した。⁽⁷⁷⁾つまりオープンスペース化したのであるが、同二十一日には、第一師団司令部の照会により、青山葬場殿構内の空地

中、「妨害ヲ来サ、ル区域」を練兵のために使用したいとの申し出に対し、これを認める回答を出してゐる。⁽⁷⁸⁾

正式には十二月十七日の勅令第五十五号で東京市に下附された葬場殿は、「一、葬場殿ハ、解除ノ上、一先ツ一定ノ場所ニ鄭重ニ格納シ置ク事。」「一、葬場殿以外ノ建設物ハ、養育院其他ノ慈善団体等ニ交付スル事。」といふ方針を定め、大正二年一月二十五日には、「御葬場殿解除」の清祓が執行され、翌日以降、撤去が始められた。⁽⁷⁹⁾

なほ、同年七月三十日には、午前八時から、東京市による「先帝御一年祭遥拝式」（明治天皇御一年祭）が、東京府神職会会長で日枝神社宮司の久保惠鄰はじめ二十余名の神職が祭官を務め、青山練兵場の遥拝式場（葬場殿趾前において、七月十日から起工し二十五日に竣功した板葺准神明造の遥拝殿、神饌舎、祭官伶人舎、天幕張帳舎、青竹木賊巻の大鳥居を設置）を会場として行はれ、遥拝式後は八月一日まで「一般市民の参拜」が許された。⁽⁸⁰⁾

八 むすび―青山葬場殿から明治神宮外苑へ―

以上のやうな青山葬場殿の変遷を踏まへ、最後に明治神宮外苑との空間的な関係性を述べてゆきたい。

先述したやうに、阪谷芳郎や渋沢栄一らを中心とする明治神宮構想の主流派の間では、すでに大正元年八月二十日

の「覚書」の時点で「内苑」（代々木）と「外苑」（青山）を設けるといふ大体のコンセンサスが得られてゐたが、それでも大正三年頃までは両者の明確な弁別や「外苑」設置が確定した訳では無かつた。それは同年二月十五日の第四回神社奉祀調査会の時点でも、委員の渋沢栄一が「此内二外苑ヲ設ケルカ或ハ外苑ハ他ニ求ムルカト云フコトハ第二段トシテ、先ヅ之ヲ境内トシテ之ダケガ神宮ノ御敷地ト云フコトニ定メタ方ガヨカロウト思ヒマス。」と述べて何とか一応の賛同を得てゐるやうに、未だ代々木と青山を総体の境内として確保するといふ共通認識に留まつてをり、特に会長の原敬内相は、神社と記念施設はなるべく「個々ノ方ガ宜イ」といふ見解を持ち、「神社ト云フモノハ人ガ見テ所謂神々シイノガ宜イノデ、寺ノヤウニ輪奐ノ美ト云フヤウナコトハ望マシクナイ、外苑ト云フテモ余リ離レタ所デナク伊勢ノ徴古館位ノ程度ガ宜カラウト思ヒマス。」と述べて青山練兵場を「外苑」に充てる構想に対して慎重な意見を繰り返してゐた。⁽⁸¹⁾つまり、この時点の神社奉祀調査会では、「外苑」構想は実質的には棚上げにされてゐた。

しかし、同年三月二十四日、シーメンス事件（軍艦購入に伴ふ海軍の汚職事件）の影響で、山本権兵衛内閣は総辞職する。その後継は同年四月十六日に発足した第二次大隈重信内閣で、内相を兼ねた大隈は神社奉祀調査会の会長に就

任した。そして、四月二十九日の第五回神社奉祀調査会以降、恐らく調査会内における議論の雰囲気は大きく変化し、同年六月に纏められた『神社奉祀調査会特別委員会報告』⁽⁸²⁾には、「十三、青山旧練兵場跡附属外苑設備ニ関スル件」の項目があつた。このなかでは「頌徳記念ノ建造物」との表現があり、その説明資料である（参考五）青山旧練兵場跡附属外苑設備ノ説明」では、骨子となつた渋沢・阪谷・中野の建議に触れつつも、「覚書」の時点の表記であつた「頌徳記念ノ宮殿」ではなく、あへて「頌徳記念館」と読み替へ、「人民ノ参拝ニ便ナル設備」のやうな参拝施設構想も消えてゐる。そして、同年七月六日の第七回神社奉祀調査会で先の「青山旧練兵場跡附属外苑設備ニ関スル件」は可決され、「青山旧練兵場ハ之ヲ神宮附属外苑」となす方針が確認された。⁽⁸³⁾即ちこの時点までに、社殿を中心とする参拝空間としての「内苑」（代々木）とは弁別され、「頌徳記念」の「建造物」に限定された空間としての「神宮附属外苑」（青山）の方向性が確立したのである。

そして、大正四年四月三十日には、神社奉祀調査会を廃して「明治神宮造営局」が設けられ、同年五月には「明治神宮奉賛会趣意書」や「明治神宮外苑計画考案」を公表し、「明治神宮奉賛会」が成立した。⁽⁸⁴⁾この「外苑計画考案」では、旧青山練兵場跡は明治天皇が数十回の観兵式及び凱旋

式を挙行された地で、また葬場殿のあつた所でもあり、公衆の往来にも便利であつて、平坦かつ地盤堅固な土地は約十八万坪の広さで各種の建築が可能な空間であるとして、外苑の敷地として絶好の資格を備へてゐると述べてゐる。

国民の献金で運営される明治神宮奉賛会は、同五年五月に財団法人となり、同六年二月一日には、その具体的な設計及び工事施工を明治神宮造営局に委嘱することとし、同年十月三十日には造営局に「外苑計画綱領」を提示した。⁽⁸⁵⁾

この綱領では、外苑は「記念建造物」（い、葬場殿趾記念建造物、ろ、聖徳記念絵画館、は、憲法記念館、に、競技場）を設け、樹林、芝生、泉池等を適当に配置するものとされてをり、「い、葬場殿趾建造物ハ殿趾ヲ明示スルニ足ルヘキモノタルコト」とあつた。つまり、この時点では「葬場殿趾建造物」は最優先・最重要の施設とされてゐたのである。

しかしながら、「外苑」に関する図面の変遷を追ひ、「明治神宮奉賛会通信」を繰ると、外苑のなかにおける「葬場殿趾」の位置付けがある時点から後退してゆくのである。

奉賛会では、大正五年三月に「外苑ハ明治神宮奉賛会ニ於テ国民ノ献金ヲ以テ経営スルモノニシテ其計画ハ未定ニ属スルモ仮ニ神社奉祀調査会ノ議ニ上リタル図案ニ基キ予想図ヲ示ス」と書かれた「明治神宮境内及外苑之図」を調製し、三月三十一日に五万枚印刷したものを各支部に配

布してゐる。⁽⁸⁶⁾この「明治神宮境内及外苑之図」の外苑部分を見ると、後の構想とかなりの相違を見せてゐて興味深い。現在のやうな南北軸の中央通路と幾何学的な楕円形の通路で構成されてをらず、最も大きい通路は緩やかにカーブを描きながら南北を結び、法則性の無い庭園的通路が張り巡らされ、随所に池も配置されてゐる。また、「葬場殿趾」の位置は変へようもないが、それなりに大きな規模を示してゐる。「聖蹟絵画館」と「憲法記念館」は連結して北西部に位置し、相撲場はさらにその先に置かれ、西方には競技場、中央よりやや北方には「音楽堂」、権田原（後に憲法記念館となる場所）には「能楽堂」が配置されてゐる。

この一年後、大正六年四月発行の『明治神宮奉賛会通信』第十六号巻頭には、「明治神宮外苑之図」が掲載されるが、これは「明治神宮外苑大体の計画ニ付公衆ノ批評ヲ求ムルノ目的ヲ以テ東京築都五十年奉祝博覧会（三月十五日ヨリ五月三十一日迄東京上野不忍池畔ニ於テ開会）ニ明治神宮外苑図ヲ出品シタリ本図ハ工学博士伊東忠太氏及工学士池田稔氏ニ委嘱シテ設計セシモノナリ」といふもので、これに添付された説明書も載せてゐる。⁽⁸⁷⁾一年前の外苑図と最も異なるのは、「葬場殿趾ト青山通ヲ連絡セル中央大通路」といふ南北を貫く大通路を設定し、これに「権田原通路」なる東西軸の通路を交差させ、中心となる交差点には噴水

広場を設け、その西端に東面して「聖徳記念絵画館」を置いたことである。同館の南方には憲法記念館及び附属図書館と能楽堂、北西には現在の配置と同様に競技場（内部に相撲場を設置）、権田原には音楽堂が置かれた。そして、「葬場殿趾建造物」は依然としてかなりの規模が想定されており、南北通路の突き当たりにあつた。この南北を貫く大通路の設計は、すでに明治天皇大喪儀の際に設けられてゐた中央通路の存在から考へれば、至極自然なものといへる。ともあれこの段階までは、葬場殿趾と聖徳記念絵画館は未だ並列の関係であつた（南北軸と東西軸の突き当たり）。

なほ、この当時の「葬場殿趾」の状況については不明な点が多いが、大正六年十月一日払暁の大暴雨によつて敷地内に損害が発生した際、「葬場殿趾標示杭ハ根元ヨリ切損シ周囲木柵（引用者註・「柵」か）ノ一部ヲ破壊ス／標示杭ハ切損ノモノヲ使用シ仮リニ建立ス」といふ災害報告がなされてゐる⁹⁸。庭園協会編纂『明治神宮』や『明治神宮外苑志』には、その文字は見えないものの、標示杭らしきものを柵で囲んだ写真を「葬場殿趾」として掲載してゐる⁹⁹。

そして、同年十二月の『明治神宮奉賛会通信』第二十四号の巻頭に掲載された「外苑計画参考図」は、ほぼ現在の配置に通ずる設計となつた⁹⁹。この図では、南北通路のみならず、幾何学的な楕円通路が登場したほか、南北通路の突

き当たりには、泉池を手前に配した絵画館が置かれ、その後ろに葬場殿趾が配置され、権田原に憲法記念館が置かれたのである。つまり、中心施設として聖徳記念絵画館が前面に押し出されたのに伴ひ、葬場殿趾はその規模も小さくして、後景に退く形となつた（といふか絵画館の大きさから見て、実際にはその影に隠れてしまふのであるが）。

この葬場殿趾と聖徳記念絵画館の位置付けの逆転は、大正七年四月の段階で、『明治神宮奉賛会通信』に「絵画館及葬場殿趾建造物ノ設計懸賞募集」について募集規定等審議中といふ記事が現はれ、また、同年七月十五日には「聖徳記念絵画館及葬場殿趾建造物設計案懸賞募集規定」が公表され、「い、葬場殿趾記念建造物ハ殿趾ヲ明示スルニ足ルヘキモノタルコト」、「ろ、聖徳記念絵画館ノ位置ハ葬場殿趾ノ前方ニ定ムルコト」、「は、両建造物ハ連続スルモ分離スルモ可ナルコト」などの設計要件が示されたことによつて、より一層確定的なものとなつた。その極めつけは、同年八月十日に明治神宮造営局が発表した「聖徳記念絵画館及葬場殿趾記念建造物設計案ニ関スル質疑応答」⁹⁹において、「葬場殿趾記念建造物ハ御大葬儀当時ノ御状況ヲ拝察スルニ足ルヘキ形式ノ建築物タルヲ要スルヤ」といふ問に対し、「葬場殿趾記念建造物ハ殿趾ヲ記念スルモノナレハ強ヒテ御大葬儀ノ御状況ヲ拝察スルニ足ルヘキ形式ヲ有

スルコトヲ要セス」と答へてゐることであらう。最早、「青山葬場殿」のイメージさへ全く不必要となつたのである。

九月二十八日には懸賞応募の当選者（一等当選から四等四席まで）が通知された。⁽⁹⁵⁾ 当選案は、絵画館と葬場殿址記念物が連続してゐるものも離れてゐるものもあつたが、後方にあるとはいへ、葬場殿址記念物もそれなりの存在感を示すやうな規模でいづれも設計されてゐた。⁽⁹⁶⁾ 一等の小林正紹案も、絵画館と接続させつつ絵画館よりも高い塔状構造物（約百二十尺）といふ存在感のある葬場殿址記念物が設計されてゐたのだが、実現しなかつた。後に明治神宮造営局技師となつた小林政一は、「更に参与会に於て審議の結果幾多の異議生ずるに到り、結局之を廢案となし、別に造営局に於て立案すること、せられたり。／＼元來本記念物に付ては明治神宮奉賛会に於て、外苑事業計画の当初、構造物を以て記念せんとするの綱領を定められたるため、造営局に就ても之に基き考慮を巡ぐらし、工風を重ねたる結果、大正八年九月漸く成案を得たるに、奉賛会に於て熟議の結果、記念せんとする従来の方針を変更し、構造物に依るの案を中止せらるゝに到りたるを以て、造営局に於て更に研究を遂げ、結局現在の計画となすに到りたるものなり。」⁽⁹⁷⁾と述べてゐる。

また、小林政一は、明治神宮造営局参与の佐野利器につ

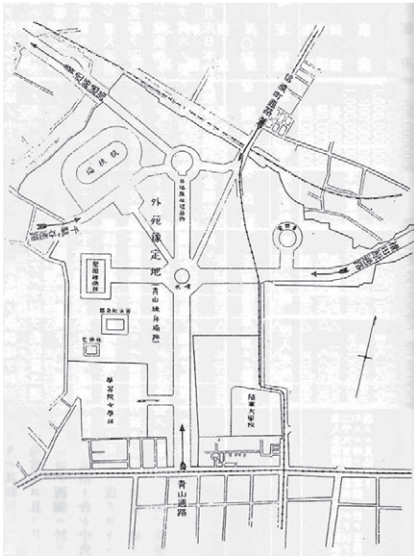
いて、「外苑としては最重要な意義のあつた葬場殿址には、初めは大きな記念碑を建てる予定であつたが、これを廢して清浄な植樹園を以てしたり、各所入口には、宮城石垣の古材を用いて、日本式風趣を添えるなど、皆先生の発案であつた。」⁽⁹⁸⁾と回想してゐる。結局、「葬場殿址」は、直径八・五間、高さ三尺の円壇を設け、壇周は万成花崗岩を以て築造し、壇上に芝を張り、その中央に楠樹を植ゑ、周囲に広場を設けて砂利敷となしたものととなり、その工事は、大正十四年八月に着手して翌十五年三月に完了した。⁽⁹⁹⁾

かくして、明治神宮外苑となつた青山の地における明治天皇大喪儀の〈記憶〉としての「青山葬場殿」＝「葬場殿址」は、徐々に外苑の後景に退き、それに替はり聖徳記念絵画館が前景に浮上してくる。しかしながら、阪谷芳郎は、大正五年三月三日に麻布区役所にて行つた演説で、「要するに青山練兵場全体の場所は之を一つの記念碑と看做して、其場所に記念として物を言はせると云ふ事が一つの理想に成つて居ります。」⁽¹⁰⁰⁾と述べ、外苑を「一つの記念碑」と捉へた。この言を踏まへるならば、明治天皇大喪儀のみならず、明治天皇、並びに「明治」といふ時代の〈記憶〉は、特定の一面にある施設で代表させて記念するものではなく、明治神宮「外苑」全体の空間こそがそれを表象する機能を担ふものであると再認識せざるを得ないのである。



(殿正御) 場葬大御山青

繪葉書「青山御大葬場」(筆者所蔵)



「明治神宮外苑図」(『明治神宮奉賛會通信』第16号、大正6年4月)



「明治神宮境内及外苑之図」外苑部分
(明治神宮奉賛會、大正5年3月、筆者所蔵)

(1)

明治神宮史研究における代表的な文献としては、『明治神宮造営誌 復興版』（内務省神社局、昭和五年）、『明治神宮外苑誌』（明治神宮奉賛会、昭和十二年）、『明治神宮五十年誌』（明治神宮、昭和五十四年）、『明治神宮外苑七十年誌』（明治神宮外苑、平成十年）、山口輝臣『明治神宮の出現』（吉川弘文館、平成十七年）、今泉貞子編『明治神宮 戦後復興の軌跡』（鹿島出版会、平成二十年）、佐藤一伯『明治聖徳論の研究―明治神宮の神学―』（国書刊行会、平成二十二年）などがある。また、日本大博覧会構想と明治神宮造営構想との関係については、古川隆久『皇紀・万博・オリンピック―皇室ブランドと経済発展―』（中公新書、平成十年）、小路田泰直『日本近代都市とその象徴―「京都」と明治神宮―』（水林彪・金子修一・渡邊節夫編『王権のコスモロジー』弘文堂、平成十年）、布川弘『解説 日露戦後における公共空間の構想』（『史料集 公と私の構造5 日本大博覧会と明治神宮』ゆまに書房、平成十五年）なども参照。なほ、明治神宮史研究の歴史については、拙稿『明治神宮史研究の現在―研究史の回顧と展望―』（『神園』第六号、平成二十三年）において纏めてみる。

(2) 長谷川香は、すでに「明治神宮造営に關する一考察―明治四四年日本大博覧会設計競技の分析を通して―」（『日本建築学会大会学術講演会梗概集（関東）』、平成二十三年）、「日本大博覧会と明治神宮―明治四十四年日本大博覧会設計競技の分析を通して―」（『神園』第七号、平成

(3)

二十四年）を発表済みだが、現在、軍事儀礼・日本大博覧会構想・明治天皇大喪儀を踏まへた明治神宮外苑の成立過程に關する論文を作成中である。筆者は事前にこの論文草稿を拝読したため、長谷川の議論から得た知見に關しては、逐次断りを入れることとする。

田中伸尚『大正天皇の（大葬）―「国家行事」の周辺で―』（第三書館、昭和六十三年）、笹川紀勝『天皇の葬儀』新教出版社、昭和六十三年）、T・フジタニ『天皇のページェント―近代日本の歴史民族誌から―』NHKブックス、平成六年）、中島三千男『天皇の代替りと国民』（青木書店、平成二年）、同『明治天皇の大喪と帝国の形成』（『岩波講座 天皇と王権を考える5 王権と儀礼』岩波書店、平成十四年）、同『明治天皇の大喪と台湾―代替わり儀式と帝国の形成―』（『歴史と民俗』第二一号、平成十七年）、小園優子・中島三千男『近代の皇室儀式における英照皇太后大喪の位置と国民統合』（『人文研究』第一五七号、平成十七年）、高木博志『皇室の神仏分離・再考』（明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う―新たな歴史像を求めて―』有志舎、平成二十三年）、山口輝臣『天皇家の宗教』（小倉慈司・山口輝臣『天皇の歴史6 天皇と宗教』講談社、平成二十三年）などを参照。

(4)

明治天皇大喪儀の経緯を具に記した書籍（雑誌特集号も含む）としては、『御大葬儀御葬列御次第書』（幔月堂印刷所、大正元年九月十三日）、大塚明衛編『御大喪と御陵』頌徳会本部、大正元年九月十三日）、坂本辰之助『明治天皇御大喪記』至誠堂書店、大正元年九月二十四日）、

『大陽 御大葬記念号』第一八巻第一四号(博文館、大正元年十月一日)、『風俗画報 御大喪号』臨時刊行第四三八号(東陽堂、大正元年十月二十日)、手塚魁三『大喪記念誌』中央教育会、大正元年十月二十五日、『新日本 大喪儀記念号』第二巻第一〇号(富山房、大正元年十月二十七日)、小池信美『大喪儀記録』朝日新聞合資会社、大正元年十一月二十五日、『明治天皇御大喪儀記録』(警視庁、大正二年三月二十八日)、『明治天皇御大喪奉送始末』(東京市役所、大正二年三月三十日)、『明治天皇御大喪儀明細録』(帝國図書普及会、大正二年九月二十一日)、宮内庁『明治天皇紀』第十二(吉川弘文館、昭和五十年)など多数あり、当時の新聞各紙も詳しく報じてゐる。また、写真帖については、渡邊銀太郎『明治天皇御大葬御写真帖』前巻・後巻(新橋堂書店、大正元年九月十四日・九月二十二日)、『臨時増刊 実業之日本 御大葬記念写真』第一五巻第一二二号(実業之日本社、大正元年九月二十日)、『大喪使参謀本部御撮影 御大葬写真帖』(帝國軍人教育会出版部、大正元年九月二十二日)、『明治天皇御大葬写真帖』(栗田富雄、大正元年九月二十五日)、市田幸四郎編『明治天皇 御大葬鹵簿御写真集』(市田写真館本店、大正元年九月二十八日)、小林音次郎『小川一眞謹写 明治天皇御大葬写真帖』(文泉堂、大正元年九月二十九日)、『写真タイムス 第四七号 臨時増刊 御大葬記念号』(明治製版所、大正元年十月五日)、玉壺堂『明治天皇御大葬写真帖』(尚美堂・石川商店、大正元年十月三日)、博文館編輯局『御大喪儀写真帖』(博文館、大正元年十月三日)、千葉藤蔵『明

治天皇御大喪記念写真帖』(高宅慶夫、大正元年十月十五日)、小川一眞『御大喪儀写真帖』(小川一眞出版部、大正元年十月十五日)、『明治天皇大喪儀写真』(大喪使、大正元年十一月六日)、田山宗堯『明治天皇御大喪儀写真帖』(ともゑ商会、大正元年十二月三十日)など、これも枚挙に暇が無い。因みに最近、公式写真集ともいふべき先の大喪使編・発行の写真帖については、橋爪紳也監修・解説『明治天皇大喪儀写真 縮刷複製版』(新潮社、平成二十四年)で復刻されてゐる。そして、国立公文書館所蔵の『公文類聚』中の書類や『大喪儀関係文書・明治天皇大喪儀書類』などをはじめ、外務省外交史料館所蔵の『明治天皇大喪紀要』、防衛省防衛研究所図書館所蔵『明治天皇崩御ニ関スル陸特綴』、『明治天皇御大葬ニ関スル書類』、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵の『明治天皇大喪録』、『大喪録』、『明治天皇崩御関係書類』、『明治天皇大喪儀絵巻物』、『明治天皇大葬設備録』など、夥しいほどの公文書が存する。

(5) 前掲、小園優子・中島三千男「近代の皇室儀式における英照皇太后大喪の位置と国民統合」。

(6) 武田秀章「近代の国家祭祀と陵墓」(『別冊歴史読本 歴史検証 天皇陵』新人物往来社、平成十三年)。また、同「維新期天皇祭祀の研究」(大明堂、平成八年)。「孝明天皇大喪儀・山陵造営の一考察」(『泉涌寺史』本文編(総本山御寺泉涌寺、昭和五十九年)四六六―四七一頁、拙稿「近代の皇室と神仏分離―泉涌寺蔵『孝明天皇御凶事式』を手掛かりとして」(『神社新報』第一八九四、二八九五号、平成十九年)などを参照。

- (7) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「公事附録 孝明天皇御凶事一 大正十四年写」。
- (8) 前掲『泉涌寺史』本文編、四六九頁。
- (9) 前掲、武田秀章「維新期天皇祭祀の研究」を参照。
- (10) 「皇室喪儀令」に関する以下の記述については、伊藤博文編『秘書類纂 雜纂其參』（秘書類纂刊行会、昭和十一年）、国立公文書館所蔵「公文類聚」―皇室喪儀令制定二付宮内大臣へ回答案」、国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊東伯爵家文書 皇室典範其他皇室法令の制定史に就いて（栗原広太述）」、小林宏・島善高編著『日本立法資料全集16・17 明治皇室典範（明治22年）上・下（信山社、平成八年）』、西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」（『年報近代日本研究』第二〇号、平成十年）、所功「近現代の大喪と大礼のすべて」（『歴史読本』第五五卷八号、平成二十二年）を参照。
- (11) 英照皇太后大喪儀については、『御大喪図譜 風俗画報臨時増刊』第一三五、一三六号（東陽堂、明治三十年）、島田薫『大喪紀要』（駁々堂、明治三十年）、『御大喪記』（山本完蔵、明治三十年）、関正治『英照皇太后大喪記事』（京都市参事会、明治三十年）、『英照皇太后陛下御大葬写真帖』玄鹿館、明治三十年）、宮内庁『明治天皇紀』第九（吉川弘文館、昭和四十八年）などを参照。
- (12) 前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、一八三頁。
- (13) 前掲、『御大喪図譜 風俗画報臨時増刊』第一三五号、一七、一八頁、前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、一九一頁。
- (14) 前掲、笹川紀勝『天皇の葬儀』七〇頁。
- (15) 英照皇太后大喪儀は、近代における大喪の「表準」となつただけではなかつた。風見明『明治新政府の喪服改革』（雄山閣、平成二十年）は、この大喪を画期として、「あらゆる喪服（階層別・和洋別・男女別の喪服）の標準」が見出されると指摘してゐる。
- (16) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「侍従長徳大寺実則日記」五、明治三十年一月十一日条。当該箇所は、すでに武田秀章「神道史から見た明治天皇」（明治聖徳記念学会公開シンポジウム「明治天皇とその時代」、於明治神宮参集殿、平成二十四年七月十四日）で紹介されてゐる。なほ、徳大寺実則については、梶田明宏「徳大寺実則の履歴について―明治十七年侍従長就任以前を中心に―」（沼田哲編『明治天皇と政治家群像―近代国家形成の推進者たち―』吉川弘文館、平成十四年）を参照。
- (17) 前掲、宮内庁『明治天皇紀』第九、一九〇頁。
- (18) 『東京朝日新聞』明治三十年二月十九日（第一回）。
- (19) 『東京朝日新聞』明治三十年二月三日（第一回）。
- (20) 長谷川香の教示に拠る。因みに宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵『大喪使 明治三十年 英照皇太后大喪録 二 仕様及図面 内匠寮』には、御乗車場や奉送場、レール、須屋根などの構造・規模を記した「青山練兵場仮停車場仮建物及其他取設仕様書」や諸図面が収められてゐる。
- (21) 『東京朝日新聞』明治三十年二月十三日（第二回）。
- (22) 岡部精一「歴代御葬送の沿革」（『皇陵』日本歴史地理学会、大正三年）。
- (23) 『都新聞』明治四十五年七月二十一日。

(24) 前掲、佐藤一伯『明治聖徳論の研究—明治神宮の神學—』第四章「明治天皇崩御と明治聖徳論の形成」を参照。

(25) 『東京朝日新聞』明治四十五年七月三十一日。

(26) 『軍事画報 臨時増刊 大喪紀年号』第一巻第七号、二一—二三頁。

(27) 原奎一郎編『原敬日記』第三巻(福村出版株式会社、昭和四十年)明治四十五年七月二十九日条(二四一頁)には、「午後十時四十分天皇陛下崩御あらせらる、(…中略…)崩御は三十日零時四十三分として発表する事に宮中に於て御決定ありたり、踐祚の御式等挙行の時間なきを認めらんかと拝察せり。」とある。

(28) 前掲、『明治天皇紀』第十二、八二八、八二九頁。以下の大喪儀の記述は、特に註記しない限り、同書をはじめ、註(4)に示した各書に拠る。

(29) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵『大臣官房総務課 大正元年 明治天皇大喪録』一・大喪儀ノ部を参照。

(30) これ以降の大喪儀に係はる葬送儀礼については、国立公文書館所蔵『大喪使関係文書 明治天皇大喪儀書類』二十六「従大正元年八月十三日同年十一月七日 祭官祇候日誌 大喪使儀式部祭典係」を参照。

(31) 『國民新聞』大正元年九月十四日。

(32) 阪谷芳郎「大喪儀と東京市」(『新日本 大喪儀記念号』第二巻第一〇号、大正元年)、前掲、『明治天皇御大喪奉送始末』一二四、一二五頁。

(33) 『阪谷芳郎 東京市長日記』(社団法人尚友俱樂部、平成十二年)三三二、三三三頁、『東京市会史』第三巻(東京市会事務局、昭和八年)九六九、九七〇頁、「御陵墓設置

哀願」(『東京朝日新聞』大正元年八月一日)、「東京の御陵墓運動」(『大阪朝日新聞』大正元年八月一日附録)、「御陵を東京に」(『都新聞』大正元年八月一日)、「先帝の御廟を東京に造宮の儀」(『東京日日新聞』大正元年八月二日)などを参照。

(34) 『桃山御檢分 大葬は青山』(『東京朝日新聞』大正元年八月二日)。なほ、これまでの多くの先行業績では、八月一日に河村金五郎宮内次官がこれらの内定を公言したとするが、いづれも明確な典拠が示されてゐない。前掲、小池信美『大喪儀記録』一七一頁には、「八月一日、第一回大喪會議に於て決定されし青山練兵場なる御大葬式場檢分としては、…と記されてゐる。

(35) 前掲、『明治天皇紀』第十二、八三〇、八三一頁。明治三十六年に京都御所にて昭憲皇太后と御食事をされた際に洩らされた御言葉を典侍千種任子が日記に書き留めてゐたといふ。また、阪谷芳郎『明治神宮奉賛會経過』(『明治神宮奉賛會通信』第四号附録、大正五年、明治神宮編『明治神宮叢書』第十九巻・資料編(3)、明治神宮社務所、平成十八年に所収)一一三四、一一三五頁も参照。

(36) 『明治神宮奉祀 第二の伊勢大廟とせん』(『朝日新聞』大正元年八月三日)。また、島田三郎や角田真平、高木益太郎とともに山縣有朋に陳情し、賛成を得たといふ岡直彦は、「青山の練兵場に御廟を設へまつり其周囲の幾分を民間に払下げ政府と市民と協力し毎年七月三十日を以て靖國神社祭奠同様國祭を行ひたい考へである」と述べてゐる(『青山に先帝の大廟を設へ奉らん』『東京日日新聞』大正元年八月三日)。

- (37) 前掲、原奎一郎編『原敬日記』第三卷、二四二、二四三頁。
- (38) 大丸真美「明治神宮の鎮座地選定について」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第一七号、平成八年)、前掲、佐藤一伯「明治聖徳論の研究―明治神宮の神学―」第六章「明治神宮創建論の形成と展開」、拙稿「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営―「公共空間」としての神社境内―」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第六号、平成二十四年)を参照。
- (39) 前掲、佐藤一伯「明治聖徳論の研究―明治神宮の神学―」の図表一一、一二を参照。
- (40) 池邊義象「大喪及山陵について」(『日本及日本人』第五八八号、大正元年八月十五日)。
- (41) 「明治天皇奉祀ニ関スル建議並請願」(明治神宮編『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1)、明治神宮社務所、平成十八年)。
- (42) 「明治神宮建設ニ関スル覚書」(『明治天皇奉祀ニ関スル建議並請願』前掲、明治神宮編『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1))。
- (43) 前掲、山口輝臣「明治神宮の出現」八四頁。
- (44) 「青山は不適当」(『東京朝日新聞』大正元年八月七日)、「明治神宮の位置」(『全国神職会会報』第一六八号、大正元年十月二十五日)。
- (45) 前掲、山口輝臣「明治神宮の出現」一二五、一二六頁、畔上直樹「戦前日本の神社風致論と明治天皇の「由緒」(『歴史学研究会編「由緒の比較史」青木書店、平成二十二年)を参照。
- (46) 前掲、拙稿「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営―「公共空間」としての神社境内―」。
- (47) 「明治神宮奉建の閣議決定」(『竜門雜誌』第三〇七号、大正二年十二月、渋谷青淵記念財団竜門社編『渋谷栄一伝記資料』第四十一卷、渋谷栄一伝記資料刊行会、昭和三十七年、五二五、五二六頁)、「神宮奉建調査会 官制近く発布されん」(『中外商業新報』第九九三一号、大正二年十二月十六日、前掲、「渋谷栄一伝記資料」第四十一卷、五三〇頁)、「神宮参道の変更」(『全国神職会会報』第九九号、大正三年八月二十五日発行)。
- (48) 「青山は選擇所とせよ」(『東京朝日新聞』大正元年八月七日)。
- (49) 「青山の神境 葬場殿拝観記」(『国民新聞』大正元年九月十三日)。
- (50) 「二重橋前と青山 神々しき葬場殿」(『東京朝日新聞』大正元年九月十二日)。
- (51) 「大葬と鉄道院」(『東京朝日新聞』大正元年八月二日)。
- (52) 「青山大葬地検分」(『東京朝日新聞』大正元年八月六日)。
- (53) 「青山鉄道改築」(『東京朝日新聞』大正元年八月七日)。「葬場殿から青山仮停車場にかけての施設については、国立公文書館所蔵「大喪儀関係文書 明治天皇大喪儀書類」二三三ノ一、二「大喪使書類 大正元年八月 鉄道部」のなかに、大喪使鉄道部による「青山葬場殿ヨリ乗降場ニ至ル御柩移御方法説明及図面」として、「青山仮停車場平面図」などの青焼き図面が存する。
- (54) 前掲、「風俗画報 御大喪号」臨時刊行第四三八号、五一頁。

- (55) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第三十六編・明治四十五年～大正元年・第一卷上・皇室・大喪儀・帝室財産「大喪儀ノ節御式場ニ使用ノ為大博覧会用地ノ内青山練兵場全部ヲ使用セラル」、同「大喪儀関係書類 明治天皇大喪儀書類 総務部」五十四「大喪儀ノ御式場ニ使用ノ為青山練兵場使用ノ儀内閣総理大臣へ通牒ノ件」。また、「青山練兵場史」(『東京朝日新聞』大正元年八月八日)も参照。
- (56) 防衛省防衛研究所所蔵『明治天皇崩御ニ関スル陸特綴 其一』「青山練兵場御大喪御式場として使用の件」、同「青山練兵場使用に關する件」。
- (57) 「昼夜兼行六千の手 青山葬場殿」(『読売新聞』大正元年八月十九日)。
- (58) 前掲、『風俗画報 御大喪号』臨時刊行第四三八号、五一頁。
- (59) 市井逸士「御大喪儀式場の構造」(前掲、『太陽 御大葬紀念号』第一八卷第一四号)。
- (60) 原林之助「青山葬場殿の建築工事」(前掲、『太陽 御大葬紀念号』第一八卷第一四号)。
- (61) 木子幸三郎「青山葬場殿建築談」(『建築雜誌』第三二二号、大正元年)。
- (62) 原林之助「青山御大葬場殿建築について(幻燈説明)」(前掲、『建築雜誌』第三二二号)。
- (63) 「御大喪場跡拝観」(『東京朝日新聞』大正元年八月十一日)。
- (64) 国立公文書館所蔵『大喪儀関係書類 明治天皇大喪儀書類 総務部』五十四「東京市赤坂区青山南町三丁目林安
- (65) 兵衛外三名ヨリ葬場殿衆庶ノ遙拝期間中同構内ニ玉串頒与場設置願不許可ノ件」。
- (66) 防衛省防衛研究所所蔵『陸軍省大日記 明治天皇崩御ニ関スル陸特綴 其二』「大喪儀遙拝に關する件」「神籬設備費支弁方の件」「在郷軍人会 大喪儀当日分会に於て遙拝式執行の件」、同「陸軍省大日記 明治天皇御大葬に關する書類」「陸特第五二二号 大葬儀遙拝の件」「陸特第五三三号 大葬儀遙拝に關する件」。
- (67) 前掲、小池信美『大喪儀記録』「内外遙拝の事」を参照。なほ、なかには神社境内を遙拝所としたケースもあつたが、これについては、葬儀における穢れや服喪など、神社神職と葬儀に係はる根本的問題があり、神職間でも様々な議論があつて、遙拝所とすることを避ける神社も多かつたやうである。「神社と遙拝所 種々の議論紛起す」(『東京朝日新聞』大正元年八月二十三日)、「神職同志採める(神社で遙拝の可否)」(『都新聞』大正元年八月二十三日)などを参照。
- (68) 前掲、『明治天皇御大喪奉送始末』二五五～二六九頁。
- (69) 『九十九会誌 大喪紀念』第十七号(千葉県立成東中学校九十九会、大正元年十二月二十日)。以下の記述は同誌に拠る。
- (70) 「葬場殿は東京市に賜はらん」(『読売新聞』大正元年八月十六日)。
- (71) 「葬場殿の始末」(『東京朝日新聞』大正元年八月二十七日)。

- (72) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「大喪使 評議所
大正元年 明治天皇大喪録 一 執行済ノ部 調査
課」。
- (73) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「大喪使 評議所
大正元年 明治天皇大喪録 二 決済ノ部 調査課」。
- (74) 前掲、「明治天皇御大喪儀記録」二七七頁。
- (75) 「淋しい葬場殿 物悲しい一帯の光景」(『東京朝日新聞』
大正元年十一月十七日)。
- (76) 国立公文書館所蔵「公文類聚」第三十六編・明治四十五
年～大正元年・第一巻上・皇室・大喪儀・帝室財産「明
治天皇大喪儀用建物物件等処分セラル」。
- (77) 国立公文書館所蔵「大喪儀関係書類 明治天皇大喪儀書
類 総務部」五十四「青山葬場殿構内入口ノ一部開放之
儀関係之向へ通牒之件」、同「大喪儀関係文書 明治天
皇大喪儀書類」三十五ノ二「宮城及青山出張所取扱 文
書類集 式冊之内式 大喪使工営部」の「出入 青山練
兵場内公衆通行ノ為メ五ヶ所へ出入口開放ノ件元総務部
残務取扱へ通知」。別紙として「青山式場配置全図」が
綴ぢられてゐる。
- (78) 国立公文書館所蔵「大喪儀関係書類 明治天皇大喪儀書
類 総務部」五十四「第一師団司令部ヨリ青山葬場殿構
内空地ヲ練兵ノ為使用ノ儀照会ノ件」。
- (79) 前掲、「明治天皇御大喪奉送始末」二八三～二八七頁。
「青山葬場殿御撤去 莊嚴を極めし清祓」(『東京朝日新
聞』大正二年一月二十六日)。
- (80) 「市民の遙拝 本日の青山」(『東京朝日新聞』大正二年
七月三十日)、「青山山遙拝式 憶出多き此月此日 二百万
市民の至誠」(『東京朝日新聞』大正二年七月三十一日)、
「市遙拝殿成る」(『全国神職会会報』第一七七号、大正
二年)。
- (81) 「神社奉祀調査会会議録(第四回)」(明治神宮蔵「神社
奉祀調査会会議録 第二、三、四、五、六回分」)。
- (82) 「神社奉祀調査会特別委員会報告」(前掲、明治神宮編
「明治神宮叢書」第十七巻・資料編(1))。また、「神社奉
祀調査会経過要領ノ件」(国立公文書館所蔵「公文類纂」
大正四年・第十一巻・内務省・大蔵省)「神社奉祀調査
会経過要領ノ一」「神社奉祀調査会経過要領ノ二」、東京
公文書館所蔵「明治神宮二関係スル書類」(『史料集 公
と私の構造5 日本大博覧会と明治神宮』ゆまに書房、
平成十五年に所収)も参照。
- (83) 前掲、「神社奉祀調査会経過要領ノ二」。
- (84) 明治神宮奉賛会編「明治神宮外苑奉献概要報告」(大正
十五年)。
- (85) 前掲、明治神宮奉賛会編「明治神宮外苑奉献概要報告」
四三頁。
- (86) 「明治神宮境内及外苑之図」(明治神宮奉賛会、大正五年
三月調製、筆者所蔵)、「経過報告」(明治神宮奉賛会通
信」第四号、大正五年四月)。
- (87) 「会務要項」(明治神宮奉賛会通信」第十六号、大正六
年四月)。
- (88) 「明治神宮外苑志」には、大喪儀後の建物が撤去された
段階におけるものと思はれる「大葬場中央通路」の写真
が掲載されてゐる。
- (89) 「災害報告」(明治神宮奉賛会通信」第二十三号、大正

六年十一月)。

(90) 庭園協会編纂『明治神宮』(高山房、大正九年)、前掲『明治神宮外苑志』を参照。

(91) 『外苑計画参考図』(『明治神宮奉賛会通信』第二十四号、大正六年十二月)。

(92) 『会務要項』(『明治神宮奉賛会通信』第二十八号、大正七年四月)。

(93) 『会務要項』(『明治神宮奉賛会通信』第三十一号、大正七年七月)。

(94) 『会務要項』(『明治神宮奉賛会通信』第三十三号、大正七年九月)。

(95) 『会務要項』(『明治神宮奉賛会通信』第三十四号、大正七年十月)。

(96) 『聖徳記念絵画館及葬場殿趾記念建造物競技設計図集』(洪洋社、大正七年)。

(97) 小林政一『明治神宮外苑工事に就て 第一輯』(小林政一、昭和四年) 五四頁。

(98) 小林政一『佐野先生と明治神宮造宮』(『建築雜誌』第八四三号、昭和三十三年)。

(99) 『明治神宮外苑志』一五二頁。

(100) 前掲、阪谷芳郎『明治神宮奉賛会経過』。但し、大正十一年以降にも、明治神宮外苑に「青山葬場殿」の刻印は現はれてゐる。『明治神宮参拝案内 東京市及郊外交通地図』(東京朝日新聞社、筆者所蔵)には、外苑正出入口に赤い鳥居のマークが書き込まれてゐる(『東京朝日新聞概歴』には大正十年二月のことが記されてゐるため、少なくともそれ以降の製作である)。無論、かかる施設

は一度も設置されたことは無いが、かうした民間(新聞社)地図のさり気無い描写は、葬場殿の〈記憶〉に基づくものと言つてよからう。

附記 本稿は、平成二十四年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)基盤研究(C)「帝都東京における神社境内と「公共空間」に関する基礎的研究」(研究課題番号・二二五二〇〇六三、研究代表者・藤田大誠)並びに明治神宮国際神道文化研究所平成二十四年度共同研究「明治神宮史に関する総合的・学際的研究」における研究成果の一部である。

(國學院大學人間開発学部准教授)